

## 1 石狩市環境基本条例

石狩市環境基本条例

平成12年10月4日条例第49号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第9条—第35条）

第3章 環境審議会及び環境市民会議（第36条—第38条）

附則

私たちの石狩市は、日本有数の大河石狩川が日本海にとうとうと注ぐ石狩平野の西端に位置している。海と川とに代表されるこの地の自然は、はるか昔から、ここに住む人々に、生活の糧や美しい景観などの豊かな恵みをもたらし続けてくれた。

こうした自然の恵みを活かしながら、時には過酷な自然と闘いながら、石狩市は、農漁業を中心に古くから栄えてきた。さらに近年は、日本経済の伸長を背景とする石狩湾新港地域の開発等により、多様な産業が集積し、人口が急激に増加するなど、著しい発展を続けている。これに伴い、私たちの暮らしも飛躍的に便利で快適なものとなった。

しかしながら、石狩市と我が国に進歩と発展をもたらした都市化の進展や経済活動の拡大は、一方では資源の浪費や環境への負荷の増大を招いた。これらの事象は、今日、人々の身近な環境に様々な影響を及ぼすだけにとどまらず、私たちの生存基盤である地球環境さえも脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、恵み豊かな環境の下に、健康かつ安全で文化的な生活を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

今こそ、経済活動を優先した大量生産、大量消費、大量廃棄型のこれまでの生活様式を見直し、人と多様な動植物が共存することができる、環境への負荷の少ない社会を築くために、行動を起こさなければならない。

そのためには、先人たちの営みから環境への配慮についての知恵を学んだり、子どもたちの豊かな感受性を育むなどのことを通して、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、環境の保全及び創造に向けて自ら取り組むとともに積極的に協力していくことが必要である。このような認識の下に、私たちは、一人ひとりが主人公となって潤いと安らぎのある環境未来都市石狩

を実現するとともに、これを将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、市、事業者及び市民が協力して取り組むための基本理念を定め、並びにそれぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康かつ安全で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（3）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。
- 4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報を自主的に提供するように努めるとともに、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、及び市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(石狩市環境白書)

第7条 市長は、毎年、環境の保全及び創造に関して講じた施策、環境の状況、環境への負荷の状況等を明らかにするため、石狩市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

(環境月間)

第8条 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の間

に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、毎年、6月を環境月間とする。

- 2 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第9条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を実施するものとする。

- (1) 市民の健康と安全を守るとともに快適な生活環境を保全するため、公害を防止し、自然環境を保全するなどの措置を講ずることにより、環境の保全上の支障を未然に防止すること。
- (2) 多様な野生動植物が生息できるように生態系を保全するとともに、森林、緑地、海、川、農地等の多様な自然環境及び良好な自然景観を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 自然の保護と回復を図るとともに、人に潤いと安らぎを与える豊かな自然との触れ合いを維持し、及び創出し、並びに地域に調和した歴史的文化的遺産を保全すること。
- (4) 市、事業者及び市民の協働の下に、廃棄物の発生の抑制、多様なエネルギーの利用及び資源の効率的かつ循環的な利用を推進することにより、持続的発展が可能な社会の形成及び地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(施策の実施のための計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に実施するため、市が環境基本計画に基づき中期的に実施する施策に関する計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

3 市長は、第1項の計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずよう努めるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する市民等の活動を促進するため、必要な経済的助成の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民等に適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための施設の整備)

第15条 市は、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設その他の環境の保全に関する公共的な施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適切な整備及び適正な利用のための事業を推進するものとする。

(廃棄物の発生及び資源の消費の抑制)

第16条 市は、環境への負荷を低減し、及び資源の消費を抑制するため、廃棄物の減量化及び資源の循環的利用を促進するとともに、未利用エネルギー等の有効活用を推進するものとする。

2 市は、積雪寒冷な本市において前項に掲げる目的を達成するためには特に冬期間における対策が重要であることにかんがみ、暖房用エネルギーの消費の抑制を図るとともに環境への負荷の少ない総合的な雪対策に

関する調査研究を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(森林、緑地、農地等の保全)

第18条 市は、多様な野生生物の生息環境を保全し、並びに大気及び水質の浄化その他の環境保全機能を維持するため、地域の特性に応じて、森林、緑地及び農地の保全並びに緑化の推進に努めるものとする。

(海浜植物の保護及び回復)

第19条 市は、市民等と協働して、海浜地域特有の気候及び風土の下に生育する海浜植物を保護し、及びその他の回復を図るものとする。

(水環境の保全、回復等)

第20条 市は、海域、河川等の良好な水環境及び健全な水循環機能を保全し、及びその回復を図るとともに、市民が水に親しむことができる環境を確保するものとする。

(生態系と共生する農漁業の振興等)

第21条 市は、環境への負荷が少なく、かつ、生態系と共生することができるような農漁業の振興に努めるとともに、自然資源の持続的利用を推進するものとする。

(景観の保全等)

第22条 市は、地域の自然と調和した景観及び歴史的文化的遺産を保全し、及び保存するとともに、その活用に努めるものとする。

(美観の保護、創出等)

第23条 市は、廃棄物の散乱及び不法投棄を防止するとともに、まちの美観を保護し、及び創出し、並びに清潔で衛生的なまちづくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第24条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次代を担う児童及び生徒を対象とした措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の参加機会の確保と意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、市民等が参加する機会を確保するように努めなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の意見を、施策に反映させるように努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第26条 市は、市民、事業者又はこれらが構成する団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が推

進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集、提供及び公開)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習並びに市民等の自発的活動の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報の収集、提供及び公開に努めるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の促進)

第28条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するように自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等に係る措置)

第29条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、人の健康を損なうおそれのある化学物質等について情報の収集、提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究、監視等の体制整備)

第30条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市は、環境の状況を迅速かつ確に把握するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

(協定等の締結)

第31条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、必要に応じて、事業者と事業活動に伴う環境への負荷の低減に関する協定等を締結するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第32条 市は、市域外への環境への負荷の低減に努めるとともに、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国等が市域内の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとするときは、環境の保全及び創造に関する市の施策と整合を図るように国等に協力を求めるものとする。

(財政的措置)

第33条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第34条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を、市民等との協働の下に推進するための体制を整備するものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第35条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、環境の保全及び創造に関する情

報の提供、技術の活用等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会及び環境市民会議

(環境審議会)

第36条 環境基本法（平成5年法律第91条）第44条の規定に基づく合議制の機関として、石狩市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項

3 審議会は、必要があると認めたときは、前項各号の事項に関し市長に建議することができる。

(組織)

第37条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境市民会議)

第38条 次に掲げる事項について市民等が主体的に協議する場として、環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策を、市が市民等との協働の下に推進するための方策

(2) 環境の保全及び創造に関する市民等の活動を効果的に推進するための方策

2 市長は、市民会議に対し、情報の提供その他の必要な支援を行わなければならない。

3 市長は、市民会議の協議の結果を施策に反映するよう努めるものとする。

4 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附則 省略

## 2 環境保全に係る基準

### 1 環境基準

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

##### ① 大気の汚染に係る環境基準

| 大気汚染物質    | 環境基準                                                                            | 環境基準達成状況の判断                                                                |                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 環境上の条件                                                                          | 短期的評価                                                                      | 長期的評価                                                                                                   |
| 二酸化硫黄     | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。                                  | 1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。                                  | 日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。                                |
| 二酸化窒素     | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。                                  |                                                                            | 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。                                                                             |
| 一酸化炭素     | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。                              | 1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。                                   | 日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。                                    |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。                                                            | 昼間（5時～20時）の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。                                     |                                                                                                         |
| 浮遊粒子状物質   | 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | 1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | 日平均値の2%除外値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。 |

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

##### ② 有害大気汚染物質に係る環境基準

| ベンゼン                                   | トリクロロエチレン                             | テトラクロロエチレン                           | ジクロロメタン                               |
|----------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | 1年平均値が0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | 1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | 1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

## (2) 水質汚濁に係る環境基準

### ① 人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目             | 基 準 値         | 項 目            | 基 準 値        |
|-----------------|---------------|----------------|--------------|
| カドミウム           | 0.003mg/L 以下  | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 全シアン            | 検出されないこと      | トリクロロエチレン      | 0.01mg/L 以下  |
| 鉛               | 0.01mg/L 以下   | テトラクロロエチレン     | 0.01mg/L 以下  |
| 六価クロム           | 0.02mg/L 以下   | 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002mg/L 以下 |
| 砒素              | 0.01mg/L 以下   | チウラム           | 0.006mg/L 以下 |
| 総水銀             | 0.0005mg/L 以下 | シマジン           | 0.003mg/L 以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと      | チオベンカルブ        | 0.02mg/L 以下  |
| P C B           | 検出されないこと      | ベンゼン           | 0.01mg/L 以下  |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L 以下   | セレン            | 0.01mg/L 以下  |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L 以下  | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10mg/L 以下    |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L 以下  | ふっ素            | 0.8mg/L 以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L 以下    | ほう素            | 1 mg/L 以下    |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   | 1,4-ジオキサン      | 0.05mg/L 以下  |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 mg/L 以下     |                |              |

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。  
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

### ② 生活環境の保全に関する環境基準

#### 1) 河川(湖沼を除く。)

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                  | 基 準 値                |                         |                     |                |                       |
|----------|---------------------------|----------------------|-------------------------|---------------------|----------------|-----------------------|
|          |                           | 水素イオン<br>濃 度<br>(pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>(S S)       | 溶存酸素量<br>(D O) | 大腸菌数                  |
| A A      | 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの  | 6.5 以上<br>8.5 以下     | 1 mg/L<br>以下            | 25mg/L<br>以下        | 7.5mg/L<br>以上  | 20CFU/<br>100mL 以下    |
| A        | 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下     | 2 mg/L<br>以下            | 25mg/L<br>以下        | 7.5mg/L<br>以上  | 300CFU/<br>100mL 以下   |
| B        | 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの    | 6.5 以上<br>8.5 以下     | 3 mg/L<br>以下            | 25mg/L<br>以下        | 5 mg/L<br>以上   | 1,000CFU/<br>100mL 以下 |
| C        | 水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの  | 6.5 以上<br>8.5 以下     | 5 mg/L<br>以下            | 50mg/L<br>以下        | 5 mg/L<br>以上   | —                     |
| D        | 工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの    | 6.0 以上<br>8.5 以下     | 8 mg/L<br>以下            | 100mg/L<br>以下       | 2 mg/L<br>以上   | —                     |
| E        | 工業用水3級<br>環境保全            | 6.0 以上<br>8.5 以下     | 10mg/L<br>以下            | ごみ等の浮遊が<br>認められないこと | 2 mg/L<br>以上   | —                     |

- 注) 1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
2. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
3. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説  
自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
水 道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
2級: 沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの  
3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
水 産 1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等により高度の浄水操作を行うもの

3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## 2) 海域

### (ア)

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                    | 基準値                 |                       |               |                     |                         |
|----------|-----------------------------|---------------------|-----------------------|---------------|---------------------|-------------------------|
|          |                             | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 化学的酸素<br>要求量<br>(COD) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌数                | n-ヘキサン<br>抽出物質<br>(油分等) |
| A        | 水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの | 7.8以上<br>8.3以下      | 2 mg/L<br>以下          | 7.5mg/L<br>以上 | 300CFU<br>/100mL 以下 | 検出されない<br>こと            |
| B        | 水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの        | 7.8以上<br>8.3以下      | 3 mg/L<br>以下          | 5 mg/L<br>以上  | —                   | 検出されない<br>こと            |
| C        | 環境保全                        | 7.0以上<br>8.3以下      | 8 mg/L<br>以下          | 2 mg/L<br>以上  | —                   | —                       |

注) 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### (イ)

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                             | 基準値        |             |
|----------|--------------------------------------|------------|-------------|
|          |                                      | 全窒素        | 全リン         |
| I        | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）   | 0.2mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| II       | 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。） | 0.3mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| III      | 水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）           | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| IV       | 水産3種、工業用水<br>生物生息環境保全                | 1 mg/L 以下  | 0.09mg/L 以下 |

注) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行うものとする。

3. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される

2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

### (3) 土壌の汚染に係る環境基準

| 項 目            | 環境上の条件                                                               |
|----------------|----------------------------------------------------------------------|
| カドミウム          | 検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。       |
| 全シアン           | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| 有機リン           | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| 鉛              | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| 六価クロム          | 検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。                                           |
| 砒素             | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀            | 検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。                                         |
| アルキル水銀         | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| P C B          | 検液中に検出されないこと。                                                        |
| 銅              | 農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。                            |
| ジクロロメタン        | 検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。                                           |
| 四塩化炭素          | 検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。                                          |
| 1,2-ジクロロエタン    | 検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。                                          |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。                                            |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。                                           |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1 L につき 1 mg 以下であること。                                             |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。                                          |
| トリクロロエチレン      | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| テトラクロロエチレン     | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。                                          |
| チウラム           | 検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。                                          |
| シマジン           | 検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。                                          |
| チオベンカルブ        | 検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。                                           |
| ベンゼン           | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| セレン            | 検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。                                           |
| ふっ素            | 検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。                                            |
| ほう素            | 検液 1 L につき 1 mg 以下であること。                                             |
| 1,4-ジオキサン      | 検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。                                           |

## (4) 騒音に係る環境基準

### ①道路に面する地域以外の地域（一般地域）

| 類 型 | 騒音規制法に基づく指定地域                                                                     | 昼間<br>(6 時～22 時) | 夜間<br>(22 時～6 時) |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| A   | 第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあっては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1・2 種中高層住居専用地域に限る） | 55 デシベル以下        | 45 デシベル以下        |
| B   | 第 2 種区域（類型 A を当てはめる地域を除く）                                                         |                  |                  |
| C   | 第 3 種区域及び第 4 種区域                                                                  | 60 デシベル以下        | 50 デシベル以下        |

### ②道路に面する地域

| 類 型 | 騒音規制法に基づく指定地域                                                                     | 車道     | 昼間<br>(6 時～22 時) | 夜間<br>(22 時～6 時) |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------|------------------|
| A   | 第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあっては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1・2 種中高層住居専用地域に限る） | 2 車線以上 | 60 デシベル以下        | 55 デシベル以下        |
| B   | 第 2 種区域<br>(類型 A を当てはめる地域を除く)                                                     | 2 車線以上 |                  |                  |
| C   | 第 3 種区域及び第 4 種区域                                                                  | 1 車線以上 | 65 デシベル以下        | 60 デシベル以下        |

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 昼間（6 時～22 時）                                                                                                               | 夜間（22 時～6 時） |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 70 デシベル以下                                                                                                                  | 65 デシベル以下    |
| (備考)<br>個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。 |              |

注) 基準値は等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ <sup>19</sup>)

A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

「幹線交通を担う道路」等については環境庁大気保全局長通知（平成 10 年 9 月 30 日付け環大企第 257 号）による。

「幹線交通を担う道路」 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等

「幹線交通を担う道路に近接する空間」 次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲。

・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

<sup>19</sup> 等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )

時間的に変動する騒音レベルをエネルギー的に平均した値。平成11年4月から環境基準の評価法として採用。

## (5) ダイオキシン類に係る環境基準

|       | 大 気                            | 水 質              | 水底の底質              | 土 壌                  |
|-------|--------------------------------|------------------|--------------------|----------------------|
| 環境基準値 | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup><br>以下 | 1 pg-TEQ/L<br>以下 | 150 pg-TEQ/g<br>以下 | 1,000 pg-TEQ/g<br>以下 |

- 注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。  
 4. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
 5. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 6. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋め立て地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。  
 7. 1 pg (ピコグラム) は 1 兆分の 1 グラム

## (6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項 目          | 基 準 値         | 項 目            | 基 準 値        |
|--------------|---------------|----------------|--------------|
| カドミウム        | 0.003mg/L 以下  | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下    |
| 全シアン         | 検出されないこと      | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 鉛            | 0.01mg/L 以下   | トリクロロエチレン      | 0.01mg/L 以下  |
| 六価クロム        | 0.02mg/L 以下   | テトラクロロエチレン     | 0.01mg/L 以下  |
| 砒素           | 0.01mg/L 以下   | 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002mg/L 以下 |
| 総水銀          | 0.0005mg/L 以下 | チウラム           | 0.006mg/L 以下 |
| アルキル水銀       | 検出されないこと      | シマジン           | 0.003mg/L 以下 |
| P C B        | 検出されないこと      | チオベンカルブ        | 0.02mg/L 以下  |
| ジクロロメタン      | 0.02mg/L 以下   | ベンゼン           | 0.01mg/L 以下  |
| 四塩化炭素        | 0.002mg/L 以下  | セレン            | 0.01mg/L 以下  |
| 塩化ビニルモノマー    | 0.002mg/L 以下  | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10mg/L 以下    |
| 1,2-ジクロロエタン  | 0.004mg/L 以下  | ふっ素            | 0.8mg/L 以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下    | ほう素            | 1 mg/L 以下    |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   | 1,4-ジオキサン      | 0.05mg/L 以下  |

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

## 2 規制基準（抜粋）

### （１）水質汚濁に係る一律排水基準（水質汚濁防止法）

#### ① 有害物質に係る排水基準

| 項 目                    | 許容限度            | 項 目                               | 許容限度         |
|------------------------|-----------------|-----------------------------------|--------------|
| カドミウム及びその化合物           | カドミウム 0.03 mg/L | 1,1,2-トリクロロエタン                    | 0.06 mg/L    |
| シアン化合物                 | シアン 1 mg/L      | トリクロロエチレン                         | 0.1 mg/L     |
| 有機リン化合物                | 1 mg/L          | テトラクロロエチレン                        | 0.1 mg/L     |
| 鉛及びその化合物               | 鉛 0.1 mg/L      | 1,3-ジクロロプロペン                      | 0.02 mg/L    |
| 六価クロム化合物               | 六価クロム 0.2 mg/L  | チウラム                              | 0.06 mg/L    |
| 砒素及びその化合物              | 砒素 0.1 mg/L     | シマジン                              | 0.03 mg/L    |
| 水銀及びアルキル水銀<br>その他水銀化合物 | 水銀 0.005 mg/L   | チオベンカルブ                           | 0.2 mg/L     |
| アルキル水銀化合物              | 検出されないこと        | ベンゼン                              | 0.1 mg/L     |
| P C B（ポリ塩化ビフェニル）       | 0.003 mg/L      | セレン及びその化合物                        | セレン 0.1 mg/L |
| ジクロロメタン                | 0.2 mg/L        | ほう素及びその化合物                        | （海域）230 mg/L |
| 四塩化炭素                  | 0.02 mg/L       |                                   | 10 mg/L      |
| 1,2-ジクロロエタン            | 0.04 mg/L       | ふっ素及びその化合物                        | （海域）15 mg/L  |
| 1,1-ジクロロエチレン           | 1 mg/L          |                                   | 8 mg/L       |
| シス-1,2-ジクロロエチレン        | 0.4 mg/L        | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100 mg/L※    |
| 1,1,1-トリクロロエタン         | 3 mg/L          |                                   |              |
| 1,4-ジオキサン              | 0.5 mg/L        |                                   |              |

注）有機リン化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

※ アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。

#### ② 生活環境項目に係る排水基準

| 項 目                 |      | 許容限度                         | 項 目              |        | 許容限度    |
|---------------------|------|------------------------------|------------------|--------|---------|
| 水素イオン<br>濃度 (pH)    | 海域以外 | 5.8～8.6                      | ノルマルヘキサン<br>抽出物質 | 鉱油類    | 5 mg/L  |
|                     | 海域   | 5.0～9.0                      |                  | 動植物油脂類 | 30 mg/L |
| 生物化学的酸素要求量<br>(BOD) |      | 160 (日間平均 120) mg/L          | フェノール類含有量        |        | 5 mg/L  |
| 化学的酸素要求量<br>(COD)   |      | 160 (日間平均 120) mg/L          | 銅含有量             |        | 3 mg/L  |
| 浮遊物質 量 (SS)         |      | 200 (日間平均 150) mg/L          | 亜鉛含有量            |        | 2 mg/L  |
| 大腸菌群数               |      | 日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup> | 溶解性鉄含有量          |        | 10 mg/L |
| 窒素含有量               |      | 120 (日間平均 60) mg/L           | 溶解性マンガン含有量       |        | 10 mg/L |
| リン含有量               |      | 16 (日間平均 8) mg/L             | クロム含有量           |        | 2 mg/L  |

注）この排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である事業場などに対して適用される。

## (2) 上乗せ排水基準（北海道条例）

### ① 有害物質に係る排水基準

| 適用区域  | 対象業種   | 項目           | 許容限度      |
|-------|--------|--------------|-----------|
| 石狩川水域 | 非鉄金属鉱業 | カドミウム及びその化合物 | 0.06 mg/L |
|       |        | シアン化合物       | 0.6 mg/L  |

### ② 生活環境項目に係る排水基準（石狩市関係分）

| 適用区域  | 業種又は施設                                                                | BOD (mg/L) | S S (mg/L) |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 石狩川水域 | 下水道終末処理施設<br>(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る) | 日間平均 20    | 日間平均 70    |

## (3) 騒音に係る規制基準

### ① 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間               | 朝夕                                          | 夜間                       | 地域の区分                                                                 |
|----------------|------------------|---------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|                | 午前8時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午前8時まで<br>及び<br>午後7時から<br>午後10時まで | 午後10時から<br>翌日の<br>午前6時まで |                                                                       |
| 第1種区域          | 45               | 40                                          | 40                       | 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域                                       |
| 第2種区域          | 55               | 45                                          | 40                       | 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域                                           |
| 第3種区域          | 65               | 55                                          | 50                       | 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 |
| 第4種区域          | 70               | 65                                          | 60                       | 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域    |

### ② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準（敷地境界）

(単位：デシベル)

| 区域の区分 | 規制基準 | 作業ができない時間         | 1日当たりの作業時間      | 同一場所における作業期間       | 作業日                |
|-------|------|-------------------|-----------------|--------------------|--------------------|
| 第1号区域 | 85以下 | 午後7時から<br>翌日午前7時  | 10時間を<br>超えないこと | 連続して6日間を<br>超えないこと | 日曜日その他の<br>休日でないこと |
| 第2号区域 |      | 午後10時から<br>翌日午前6時 | 14時間を<br>超えないこと |                    |                    |

注) 1. 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第1種区域と第2種区域の全域並びに第3種区域と第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域をいう。

2. 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

### ③ 自動車交通騒音に係る要請限度※

(単位：デシベル)

| 区域の区分                                       | 昼間<br>(午前6時～午後10時) | 夜間<br>(午後10時～翌日午前6時) |                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------|--------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域                  | 65                 | 55                   | a区域：指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法第8条第1項第1号の規定に定められた第1・2種中高層住居専用地域に限る）<br><br>b区域：指定地域のうち、第2種区域（a区域として定める地域を除く）<br><br>c区域：指定地域のうち、第3種区域 |
| a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域                  | 70                 | 65                   |                                                                                                                                                 |
| b区域のうち2車線を有する道路に面する地域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75                 | 70                   |                                                                                                                                                 |

※ 要請限度…騒音規制法や振動規制法において、生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市町村長は都道府県公安委員会に対して措置を要請することができると規定されている。この判断の基準となる値を要請限度という。

## (4) 振動に係る規制基準

### ① 特定工場において発生する振動の規制基準

(単位：デシベル)

| 区域の区分 | 時間の区分 | 昼間<br>(午前8時～午後7時) | 夜間<br>(午後7時～翌日午前8時) |
|-------|-------|-------------------|---------------------|
| 第1種区域 |       | 60                | 55                  |
| 第2種区域 |       | 65                | 60                  |

注) 1. 第1種区域及び第2種区域とは、振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として次のように区分されている。

- ① 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域
- ② 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2. 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲50m内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

### ② 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準(敷地境界)

(単位：デシベル)

| 区域の区分 | 規制基準 | 作業ができない時間     | 1日当たりの作業時間  | 同一場所における作業期間   | 作業日             |
|-------|------|---------------|-------------|----------------|-----------------|
| 第1号区域 | 75以下 | 午後7時から翌日午前7時  | 10時間を超えないこと | 連続して6日間を超えないこと | 日曜日その他の休日ではないこと |
| 第2号区域 |      | 午後10時から翌日午前6時 | 14時間を超えないこと |                |                 |

注) 1. 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された、第1種区域の全域並びに第2種区域のうち学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域をいう。

2. 第2号区域とは、第2種区域であつて、第1号区域以外の区域をいう。

## (5) 悪臭に係る規制基準

### ① 敷地境界の地表における規制基準

|      |         |
|------|---------|
| A 区域 | 臭気指数 10 |
|------|---------|

### ② 気体排出口における規制基準

上記で定める規制基準を基礎として環境省令第6条2により算出された臭気排出強度又は臭気指数

### ③ 排出水中における規制基準

臭気指数26（環境省令第6条3により算出された臭気指数）

## (6) ダイオキシン類に係る規制基準

### ① 大気排出基準

| 特定施設の種類                                                    |                    | 新設施設の排出基準<br>(ng <sup>20</sup> -TEQ/m <sup>3</sup> N) | 既存施設の排出基準<br>(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) |
|------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 廃棄物焼却炉<br>(火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は、<br>燃焼能力 50kg/h 以上) | 4t/h 以上            | 0.1                                                   | 1                                      |
|                                                            | 4t/h 未満<br>2t/h 以上 | 1                                                     | 5                                      |
|                                                            | 2t/h 未満            | 5                                                     | 10                                     |

注) 表中の新設施設は、平成12年1月15日以降に設置された施設を指す。

### ② 水質排出基準

| 特定施設の種類   | 排出基準<br>(pg-TEQ/L) |
|-----------|--------------------|
| 下水道終末処理施設 | 10                 |

<sup>20</sup> ng(ナノグラム)

10億分の1グラムのこと。n（ナノ）は10億分の1を表す単位。

### 3 環境関連の主な施設

#### 1 石狩浜海浜植物保護センター

石狩浜海浜植物保護センターは、石狩浜の豊かな自然を市民共有の財産として後世に残していくことを目指し、市民と協働で保全活動に取り組む拠点として、平成12年4月にオープンしました。センターは、下記の3点を役割とし、活動を行っています。

- I. 海浜植物を含めた石狩浜についての普及啓発
- II. 海浜植物の保護保全に関する手法の検討・蓄積
- III. 各機関との連携をした生物多様性に向けた取り組み

なお、活動の記録については、毎年度「石狩浜海浜植物保護センター活動報告」としてまとめ、ホームページ等で公開しています。

石狩浜海浜植物保護センター活動報告

<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/ihama/662.html>



写真：石狩浜海浜植物保護センター

表 5-1 令和5年度 石狩浜海浜植物保護センター基本情報

| 項目                    | 令和5年度の状況      |
|-----------------------|---------------|
| 開館期間                  | 4/29～11/3     |
| 来館者数                  | 3,680人（開館期間中） |
| ホームページアクセス数           | 4,693件（年間）    |
| 環境学習利用<br>（団体数/児童生徒数） | 14団体／のべ422人   |

## 2 北石狩衛生センター

石狩市のごみは、「北石狩衛生センター」（所在地：厚田区聚富）で処理しています。当初は、石狩町、当別町、厚田村、浜益村、新篠津村（建設当時）で構成する北石狩衛生施設組合（一部事務組合）でしたが、平成18年3月に解散し、同年4月より石狩市の施設となりました。

また、平成24年4月からは、ごみ処理施設の管理運営を石狩三友メンテナンス(株)へ長期包括的運営管理委託しています。

センターは、平成5年12月に竣工、180t/日の焼却能力と40t/5hの破碎能力を有しており、公害防止対策として、有害ガス除去装置及び電気集じん装置などの公害防止設備を備えています。

また、埋め立て処分地は、平成6年12月に完成し、埋め立て容積は194千 $\text{m}^3$ です。埋め立て地は完全しゃ水構造で、浸出水処理施設の能力は、1日90 $\text{m}^3$ で水質汚濁が生じないよう適切に処理しています。



写真：北石狩衛生センター

## 3 リサイクルプラザ

石狩市リサイクルプラザは、資源物（びん・缶・ペットボトル）を収集し、リサイクルを推進するための活動拠点です。

施設内は、工房、プラント、ストックヤードの3つに分かれ、工房では様々なリサイクル講座の開催や廃材を利用して製作した木工品の展示、プラントでは収集した資源物を種類ごとに分け、粗原料として出荷しています。



写真：リサイクルプラザ

## 4 環境関連の問い合わせ先

| 内容                                                                                                                                           | 問い合わせ先（電話番号）                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境基本計画に関すること</li> <li>■ 地球温暖化対策推進計画に関すること</li> <li>■ 環境白書に関すること</li> <li>■ 省エネや再エネに関すること</li> </ul> | 環境課 環境政策担当<br>電 話 0133-72-3698<br>e-mail k-seisaku@city.ishikari.hokkaido.jp |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公害（騒音・振動・悪臭等）に関すること</li> <li>■ 大気・水質・土壌に関すること</li> <li>■ クマの目撃情報などに関すること</li> </ul>                 | 環境課 環境保全担当<br>電 話 0133-72-3240<br>e-mail k-hozen@city.ishikari.hokkaido.jp   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然環境の調査や保護に関すること</li> <li>■ 希少生物の保護や外来種に関すること</li> <li>■ 環境教育・環境学習などに関すること</li> </ul>               | 自然保護課<br>電 話 0133-72-3269<br>e-mail ihama@city.ishikari.hokkaido.jp          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみの処理や不法投棄に関すること</li> <li>■ リサイクルに関すること</li> </ul>                                                  | ごみ・リサイクル課<br>電 話 0133-72-3126<br>e-mail gomi@city.ishikari.hokkaido.jp       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林に関すること</li> </ul>                                                                                 | 林業水産課<br>電 話 0133-72-3246<br>e-mail ringyous@city.ishikari.hokkaido.jp       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公園に関すること</li> </ul>                                                                                 | 都市整備課 公園管理担当<br>電 話 0133-72-3671<br>e-mail toshis@city.ishikari.hokkaido.jp  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水道に関すること</li> </ul>                                                                                 | 水道施設課<br>電 話 0133-72-3135<br>e-mail s-shisetsu@city.ishikari.hokkaido.jp     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水道・個別排水処理施設に関すること</li> </ul>                                                                       | 下水道課<br>電 話 0133-72-3176<br>e-mail gesui@city.ishikari.hokkaido.jp           |

## 石狩市環境白書 '24

- 令和 6 年度版 -

令和 7 年 3 月発行

発行 石 狩 市

編集 環境市民部 環境課

〒061 - 3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL 0133-72-3698

FAX 0133-75-2275

E メール [k-seisaku@city.ishikari.hokkaido.jp](mailto:k-seisaku@city.ishikari.hokkaido.jp)